

## 職住近接を望む高齢者の働く場創出事業補助金交付要綱

令和5年3月24日経済観光局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、職住近接を望む高齢者の働く場創出事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、職住近接を望む高齢者の働く場創出事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において採択された事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

### (補助対象事業を実施する者)

第3条 補助対象事業を実施する者は、選定委員会において採択された者（以下「採択者」という。）とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、金額は、消費税及び地方消費税を除いたものとする。

- (1) 高齢者の働く場にかかる賃貸料、共益費、管理費
- (2) 働く高齢者に直接的に指導する指導者人件費及びリスクリングにかかる経費
- (3) その他、事業に必要と認められる経費

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で1件につき、各会計年度において900万円を上限とし、各補助対象経費は、次に掲げる額を上限とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）。なお、期間は3年を上限とし、複数年度事業の2年目以降の補助金は、当該年度の予算の成立を前提とする。

- (1) 賃貸料、共益費、管理費 50万円（月額上限）
- (2) 指導者人件費及びリスクリング経費 10万円（働く高齢者1人あたりの上限）

### (交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）

- (2) 事業計画書（様式任意）
- (3) 補助対象事業に係る収支予算書（様式第1号別紙）

（交付の決定）

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 採択者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助対象事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、採択者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 採択者は、補助金規則第15条に基づき補助対象事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助対象事業の完了後（補助対象事業の廃止等の承認を受けたときを含む。）、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類（様式任意）
- (3) 補助対象事業に係る収支決算書（様式第8号別紙）

（交付額の確定）

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第9号）により、速やかに採択者に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第11条 採択者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号又は11号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を採択者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該採択者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第13条 採択者は、補助対象事業にかかる帳簿及び書類を、当該補助対象事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度末日まで保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所管局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月24日から施行する。